

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和二十四年埼玉県選管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。